

渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、持続可能な集約型の都市構造を実現するため、居住誘導区域において住宅等を取得する市民に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき作成した渋川市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。
- (2) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録を行うことをいう。
- (3) 住宅等 市内に所在する住宅、併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）並びに区分所有されたマンション及び長屋住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの、賃貸住宅、給与住宅及び売買等の営利を目的とするものは除く。
- (4) 取得 請負契約又は売買契約により、適正な対価を支払い入手し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいう。ただし、2親等以内の親族との売買契約によるものは除く。
- (5) 配偶者 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）と戸籍上の夫婦関係にある者をいう。
- (6) パートナー 地方公共団体が発行したパートナーシップ宣誓書受領証等に記載されている補助対象者の相手方をいう。
- (7) 配偶者等 配偶者又はパートナーをいう。
- (8) 認定申請 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付の対象となる事業計画である旨の認定を受けるために行う申請をいう。
- (9) 災害レッドゾーン 次に掲げる区域をいう。
 - ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定

する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1） 補助金の交付の対象となる事業計画である旨の認定を受けている者
- （2） 補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）の所有者（補助対象住宅等が共有名義のものである場合は、当該共有者の内から選任された1人）
- （3） 補助対象住宅等の所在地において住民登録を行い、当該住民登録地を生活の本拠としている者
- （4） 本市に住民登録をした日（補助対象住宅等の建替えのため、1年に満たない期間で市外へ転出していた者にあつては、転出前の本市に住民登録をした日）から2年が経過している者
- （5） 補助対象住宅等の取得に伴い、市の助成金等の交付を受けていない者（補助対象住宅等が共有名義のものである場合は、その全ての者が受けていないこと。）
- （6） 市税を滞納していない者
- （7） 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

（補助対象住宅等）

第4条 補助対象住宅等は、居住誘導区域内に所在し、玄関、台所、便所、浴室及び居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のものとする。

2 不動産売買により取得する補助対象住宅等は、売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介したものとする。

3 増築により取得する補助対象住宅等は、増築部分の床面積が50平方メートル以上のものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、20万円とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の額に当該各号に定める額を加算するものとし、当該加算する額は、40万円を限度とする。

(1) 若者加算 補助対象者又は配偶者等が30歳以上40歳未満の場合は5万円、30歳未満の場合は10万円

(2) 子育て加算 補助対象者と同一世帯に15歳以下の子どもがいる場合は1人につき5万円

(3) 区域外加算 認定申請の日における住民登録地(補助対象住宅等の建替えのため、住民登録地を変更した場合は、変更前の住民登録地)が居住誘導区域外の場合は5万円

(4) 地区加算 補助対象住宅等の所在地が居住誘導区域の渋川市役所周辺・渋川駅周辺の場合は10万円

(5) ハザード加算 認定申請の日における住民登録地(補助対象住宅等の建替えのため、住民登録地を変更した場合は、変更前の住民登録地)が災害レッドゾーンの場合は10万円

(6) 耐震加算 補助対象住宅等が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項に規定する日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)について等級2以上又は同表1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)について免震建築物である場合は10万円

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。